

唐代敦煌縣勘印簿 羽061, BD11177, BD11178, BD11180 小考

赤木崇敏

はじめに

一昨年より公開され始めた、杏雨書屋（武田科學振興財團）所藏の敦煌祕笈コレクションの中には、羽061「史索貞國牒勘印簿」¹と題された唐代官文書が存在する。この文書は、2010年4月に開催された第54回杏雨書屋特別展示會「敦煌の典籍と古文書」に出品された折、展示會カタログにて「勘印帳」と題されて「官司で公文書に勘印した、日々の記録を書き繼いだもの」[13頁]と紹介されているが、それ以上の説明はない。ところが實は、羽061文書と内容的に一續きのものと思われる斷簡が、中國國家圖書館藏の敦煌文獻の中に3點存在する（BD11177, BD11178, BD11180）。ただし、敦煌祕笈文書や中國國家圖書館藏文書はいまだ一般に公開されておらず、筆者も展示會にて羽061を遠望したのみである。そのため、釋讀には既刊の圖版集に多くを頼らざるを得ず、現段階で作成しえた録文は完全とはいえない。しかし、いずれの文書も録文はまだ公表されておらず、さらに内容の検討も手付かずである。そこで本稿では、これらの文書の録文を提示するとともに、その書式や性質について初歩的な考察を行い、今後の研究に資することにしたい。

1. 羽061

(1) 基礎情報

『敦煌祕笈』目録冊、381頁によれば、本文書の寸法は縦27.9cm×横53.0cm、2紙が貼り繼がれている。現在、右端と左端は大きく缺損しているが、後述するように、本文書の原型は多數の紙を貼り繼いだ長大な卷子であったと思われる。右

¹文書のカラー圖版・基礎情報は『敦煌祕笈』目録冊、381-383頁；展示會カタログ13頁を参照。

端には「敦煌石室祕笈」印が、左端には「李盛鐸印」「李滂」の二印が押されており、本文書は李盛鐸舊藏寫本であったことがわかる。現在残っている行数は21行、7及び8行目の間に紙縫がある。裏面には墨跡は無いが、裏面の紙縫上には6.0cm四方の朱方印が押されている。『敦煌祕笈』及び展示會カタログでは印文を判讀していないものの、展示會にて實見したところ、朱泥の痕跡は表面からも見ることができ、「……／縣之印」と判讀できた。後述の如く、本文書と内容的に關係する中國國家圖書館藏敦煌文獻 BD11177, BD11178, BD11180 には、やはり紙縫裏に「燉煌縣之印」が押されその寸法も近いため(5.8×5.4cm)、羽061の印もまた同じと思われる。

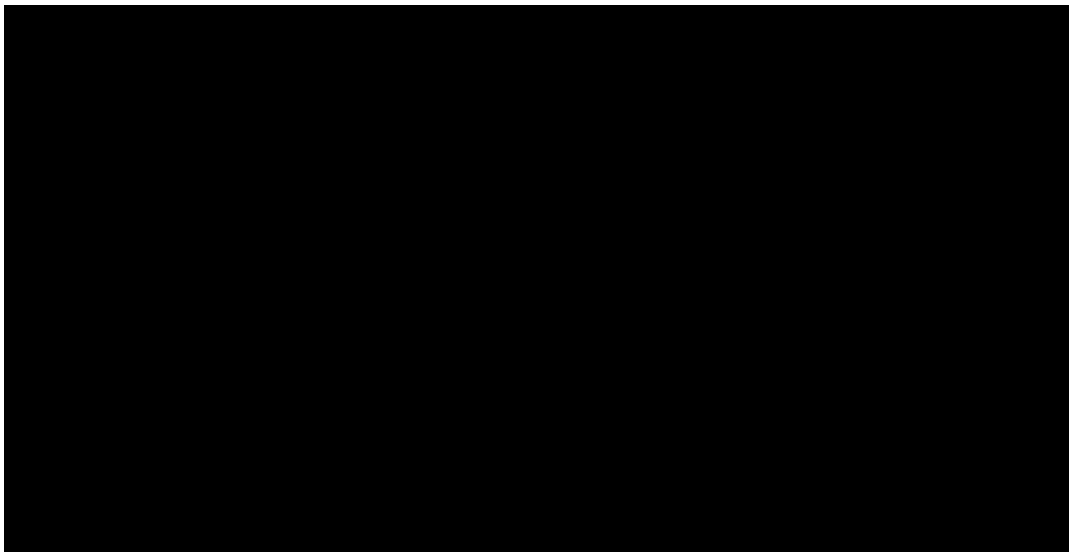


圖 展示會カタログ、 頁

() 録文

〔 前 缺 〕

- 1 八月 日。史索貞固 牒。
- 2 「壹拾捌道勘印訖、記有印。社白。
- 3 九日」。
- 4 十一日
- 5 司兵牒上州司戸爲量過百姓馬事。典曹慶。「祥」。「有印」。
- 6 申州司戸爲兵於州就商事。「祥」。「有印」。
- 7 牒下爲市鞍□事。已上「祥」。「有印」。
- (紙縫)
- 8 同法帖主簿王等爲大使田内失□就勘當事。「有印」。

典張欽。

9 一爲檢索承芬死事。典索定。「有印」。

10 右計伍道。「有印」。

11 牒、件録印事狀如前。謹牒。

12 八月十日。史索固牒。

13 「伍道勘印訖、記有印。社白。

14 十一日」。

15 [] 科牒司兵爲差和市牛皮戸送事。「有印」。

典孫壽。

16 司戸爲陰嗣琬請過所事。「思」。「有印」。

17 一爲馬仁昂請過所事。已上二道典張峻。「思」。

18 司倉勝三街爲供設新物不請價直事。典呂俊。「思」。「有印」。

19 右計四道。「有印」。

20 牒、件録當日印目如前。謹牒。

21 八月十日。史索貞固 牒。

[後 缺]

2. 中國國家圖書館藏敦煌文獻 BD11177, BD11178, BD11180

(1) 基礎情報

1910年に敦煌莫高窟より中國國家圖書館（舊京師圖書館）に移管された敦煌文獻は約1萬點を數え、その全貌は陳垣『敦煌劫餘録』[陳垣1931]、王重民『敦煌遺書總目索引』[王重民1962]、中田篤郎(編)『北京圖書館藏敦煌遺書總目録』[中田1986]などのカタログ、或いは圖版集『敦煌寶藏』によって明らかにされてきた。ところが1990年に、かつて敦煌から北京に移送した際に敦煌文獻を納めた木箱が、2つだけ未整理のまま書庫に保管されていたことが判明し、從來その存在を全く知られていなかった敦煌文獻が多數「再發見」された。この「再發見」史料については、郝春文氏が1997年に全文書を調査し、そのうち社會經濟史に關係する漢文文書24點のテキストと解説を、2002年及び2004年に公表している[郝春文2002；郝春文2004]。

羽061と關連する文書、BD11177, BD11178, BD11180の3點は、この「再發見」史料の一部ではあるが、郝氏のテキストには含まれていない。しかし、2005年より刊行され始めた『國家圖書館藏敦煌遺書』の第109卷（2009年刊行）に、「敦煌縣用印事目歴（擬）」というタイトルを付されてその圖版が收められた[58-61頁]。

同書卷末にある「條記目錄」[17-18 頁]によれば、各文書の古文書學的情報は以下のとおりである。

BD11177：①寸法：縦 27.4 × 横 29.1cm ②紙數：2 紙 ③行數：11 行

④朱印：「燉煌縣之印」、紙縫裏に 1 ケ所、5.8 × 5.4cm。

BD11178：①寸法：縦 27.3 × 横 35.6cm ②紙數：2 紙 ③行數：14 行

④朱印：「燉煌縣之印」、紙縫裏に 1 ケ所、5.8 × 5.4cm。

BD11180：①寸法：縦 27.3 × 横 22cm ②紙數：2 紙 ③行數：10 行

④朱印：「燉煌縣之印」紙縫裏に 1 ケ所、5.8 × 5.4cm。

「條記目錄」は、この 3 點を同一文獻と見なし、かつ文書の年代を 7～8 世紀としているが、そのように判断した理由は記されていない。このほか、「條記目錄」では全く指摘されていないが、BD11177 の表面 6～11 行目は、圖版からも明らかに上部と中央部とでは行が連続していない上に筆致も異なっており、不自然な感じを受ける。これは、この文書群の一部と思われる別の小紙片が、6～11 行目上部に貼り付けられているためであろう。また、3～4 行目上端にもやはり、後述の文書書式から推して考えるに、別紙片があるように見える。これら小紙片の形態については以下に録文とともに示す。

(2) 録文

① BD11177

〔 前 缺 〕

1 右計十道。

2 牒、件當日印目如前。謹牒。

3 八月七日。史索貞固牒。

4 「拾道勘印訖、記有印。〔^(社白) 〕

5 七日」。

6 〔 〕 爲差八月防口夫事。「思」。「有印」

7 〔 〕 爲捉盜水人事。已上典張道。「思」。「有印」。

8 〔^(牒司) 〕 戸爲差大烏等三戌送草鼓車事。「有印」。

典索定

----- (紙縫)

9 〔 〕 州司倉爲請檢納原羚羊事。「思」。「有印」。

典索定

10 〔 〕 爲□□兒等勳事。「祥」。「有印」。

- 3 牒懸泉府爲李仁忠逃去勒防事。「思」。「有印」。
- 4 一爲許度直逃去勒防事。「思」。「有印」。
- 5 牒懸泉鄉爲同前事。「思」。「有印」。
- 6 牒呂□□爲新附事。「思」。「有印」。
- 7 [] 鄉爲同前事。已上五道典張□。「思」。「有印」。
- 8 右計卅二道。「有印」。
- 9 牒、件錄當日印目如前。謹牒。
- 10 八月 日。史 索固牒。
- 11 「參拾貳道勘印訖、記
- (紙縫)
- 12 有印。社白。
- 13 四日」。
- 14 帖市爲□水□絹及彩色等事。典張道。「祥」。「有印」。
- 15 [] 效穀鄉爲□□□禮馬價錢事。典李慶。「祥」。「有印」。
- [後 缺]

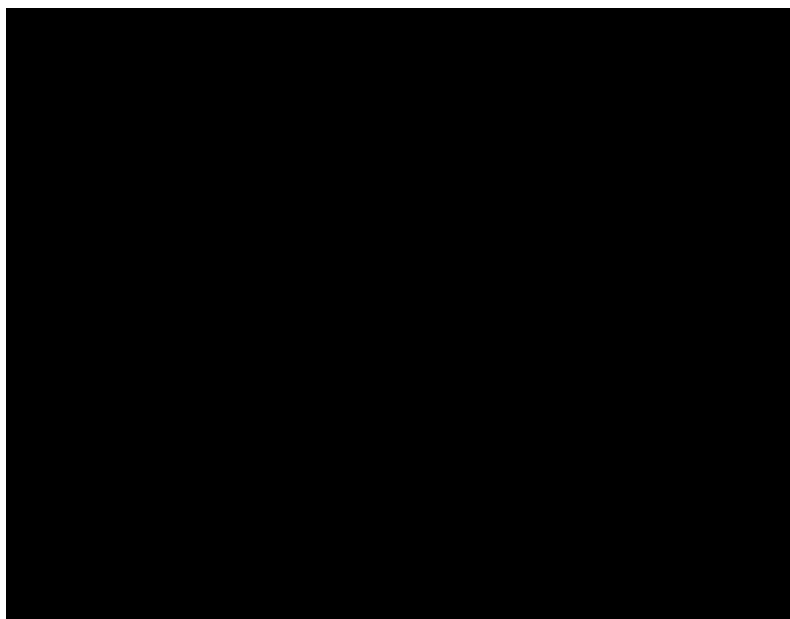


圖 『國家圖書館藏敦煌遺書』 、 頁

③ BD1

- [前 缺]
- 1 牒縣門爲□□□□馬事。
- 2 已上貳道典曹慶。「祥」。「有印」。

----- (紙縫)

- 3 司戸牒張□玄爲檢□地事。典張峻。「思」。「有印」。
4 申州司戸爲趙智咸等没落事。「思」。「有印」。
5 牒韓少府爲效穀鄉袁智方等單□事「思」。「有印」。
6 牒神沙鄉爲汜大亮□後勒還事。「思」。「有印」。
7 已上三道典張欽。
8 牒上差科竝下鄉爲張仙娘正男崇領事。「思」。「有印」。
9 牒司功爲送唐元度充學生事。「思」。「有印」。
10 已上三道典宋度。

〔 後 缺 〕

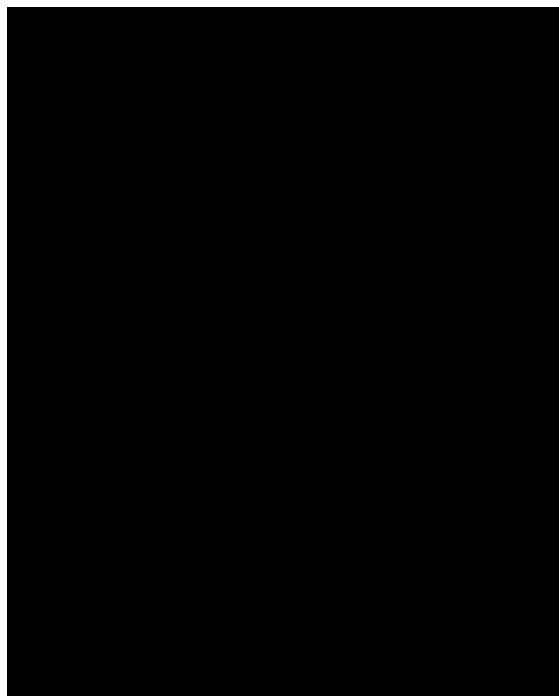


圖 『國家圖書館藏敦煌遺書』 、 頁

3. 文書の性格と書式

(1) 形態

以上の羽061、BD11177、BD11178、BD11180は、いずれも紙縫裏に「燉煌縣之印」が押されており、敦煌縣で作成された文書と見てよい。また、「燉煌縣之印」のほかに、この4点には以下のような共通点が見られる。

まず、この文書群の料紙の紙幅は、27.3cm(BD11178、BD11180)、27.4cm(BD11177)、27.9cm(羽061) とほぼ同じ大きさである。

また、後段で詳述するように、各文書とも縣から諸機關（州縣の判司や管内の郷・折衝府など）や個人に宛てた官文書（符・申・牒・帖・榜）をリストアップし、各文書に押された官印の合計数を史の索貞固が日ごとに報告した記録という共通の形式を備えている。

さらに、索貞固〔索固〕（羽061、BD11177、BD11178）をはじめとして、索定（羽061、BD11177）、思（羽061、BD11177、BD11178、BD11180）、祥（羽061、BD11177、BD11178）、曹慶（羽061、BD11180）、宋度（BD11178、BD11180）、張欽（羽061、BD11180）、張峻（羽061、BD11180）、張道（BD11177、BD11178）のように、複数の文書に共通した人名の署名が現れ、しかもその筆致までもが一致している。

以上に加え、BD11180を除く3点には8月4日から8月十数日までの連続した日付が現れるから、本文書群はそれぞれ独立した文書ではなく、本来は敦煌縣において某年8月に作成された一続きの文書であったが、何らかの理由により分断され、この4点のみ現在まで残ったものと推測される。ただし、各文書の左右端破損部の形状や日付の残り方から判断するに、各文書は直接には接合しない。各文書の本래の順番と日付とは以下のように復元できよう。

① BD11178：8月4日、8月5または6日

② BD11177：8月7日、8月8または9日

③ 羽061：8月9日、8月11日、8月1?日

不明 BD11180：日付なし

前述のように、『國家圖書館藏敦煌遺書』「條記目錄」は本文書群の年代を7～8世紀に求めているが、その根拠は提示していない。しかし、文書の日付部分には紀年こそ無いものの、「燉煌縣之印」の寸法が唐代官印の規格一邊2寸前後（約5.5cm）に近いこと²、4点の文書の縦幅27.3～27.9cmは唐代の文書規格（縦1尺）に近いこと³、さらにBD11178の3行目に見える懸泉府は唐代沙州にあった折衝府の一つであることから⁴、この文書群が唐代、それも吐蕃が敦煌を占領する786年以前の

²唐代官印は、中央・地方や官の上下に関係なく一邊2寸と定められている。片岡2008, 83頁を参照。

³唐代文書を實測した潘吉星氏によれば、實際の文書規格は1尺よりもやや短く、約8寸（25～26cm）、約9寸（27～29cm）のものが多いという〔潘吉星1980, 143頁〕。荒川1997, 2, 17頁も参照。

⁴『新唐書』卷40, 地理4〔中華書局版, 1045頁〕には、龍勒府、效穀府とともに懸泉府が沙州に設置されたと傳えている。

ものであると考えてよい。

(2) 性格

上述のように、『敦煌祕笈』は羽061を「史索貞國牒勘印簿」と名付け、展示會カタログは「勘印帳」と呼んで官府にて公文書に勘印した日々の記録としている。一方、『國家圖書館藏敦煌遺書』「條記目錄」も、BD11177、BD11178、BD11180を「敦煌縣用印事目歴」として、「思」⁵なる人物が文書に押された印を點檢した記録であると簡潔に説明している。それでは、この「勘印簿」「勘印帳」「敦煌縣用印事目歴」とはいったいどのような文書を指すのであろうか。

本文書群の内容の大半を占めているのは、敦煌縣から各處に發した官文書のリストである。このリスト各行の末尾には、「思」または「祥」という人物の署名と「有印」とが書き添えられており、文書一件ごとにそこに押されている印を點檢したことを推測させる。また、リストの終わりには、史の索貞固が當日發行した官文書の合計數を報告しており、それを受けた某社なる人物が「勘印」（文書上の印を點檢）して、さらに「有印」と記したことを述べている。リスト部分にある「有印」の筆致は、この某社のそれと似ていることから、某社が官文書に押印のあることを1件ずつ確認し、リストの末行に「有印」を書き加えたと考えられる。

唐の官府が發出する文書は、發信者・受信者の統屬關係・上下關係に應じて一定の書式を備えるとともに、公權力の證として官印を押すきまりとなっており、敦煌縣の發する官文書には縣印「燉煌縣之印」が押されていたはずである。『唐六典』卷1, 尚書都省、左右司老中員外郎條〔中華書局版, 11頁〕には、「凡施行公印應印者、監印之官考其事目、無或差繆、然後印之、必書於曆、每月終納諸庫」とあり、官印を押した文書は、「監印之官」によって内容の確認が行われた後に押印され、「曆」にそれを轉記したとある。この「監印之官」とは、『唐六典』卷30, 三府督護州縣官吏〔735頁〕に縣官の職掌として「主簿掌付事勾稽、省署抄目、糾正非違、監印、給紙筆、雜用之事」とあり、縣においては主簿が官印を管理したことが窺える。また、唐代官府における官文書の整理保管について詳論した内藤乾吉氏は、敦煌・トゥルファン文書の實例から、「曆」について「本司から文牒を發行する場合に、文牒の目を文書發行簿とでもいうべきものに書き記す」と説明し、また縣においては主簿がこのような目錄を省覽してそれに署名したと述べている⁶。すなわち、本稿の羽061、BD11177、BD11178、BD11180とは、この文書發行簿であ

⁵ 『國家圖書館藏敦煌遺書』「條記目錄」は、BD11177、BD11178、BD11180に見える「有印」を全て「尒」と讀み、「思+有印」を「思尒」という署名と誤解している。

⁶ 内藤 1963, 319 頁。

ると同時に、各文書に押印があるかどうか、つまり正式な手続きを経て発行されたかを確認した勘印簿であり、その末尾において「勘印」を行っている某社とはおそらく敦煌縣の主簿であろう。

(3) 書式

勘印簿は、索貞固から某社への報告書を日々書き連ねたものとなっている。この索貞固の報告書は、これまでに知られている唐代官文書のうち牒式と呼ばれるものに当たる。牒式は、敦煌莫高窟より発見された開元7年(719)令の公式令殘卷(P.2819)には官府内下達文書として、また『唐六典』卷1、尚書省左右司郎中員外郎條[中華書局版, 11頁]には官人の發する上申文書として2通りの運用規定があり、索貞固の牒式は後者である。ただし、出土文書中の實例によって確認される牒式の機能はより多彩であり、仁井田陞・中村裕一氏らによれば、牒式とは下達・平行・上申の全ての機能を持ち、原則として統屬関係にない官府や官人間で行用される文書であった。また中村氏は、文書機能が下達ならば「故牒」、上申ならば「謹牒」と本文の結句が変わることを指摘している⁷。さらに盧向前氏は、唐代牒式の書式・機能と司馬光撰『書儀』所收の宋代牒式との類似性を指摘し、宋代牒式の通則に準據して唐代牒式の機能を平行・補牒・上申・下達の四種類に分類している⁸。これに加えて筆者も、牒式の書式には、公式令殘卷に見える書式(牒式A)と司馬光『書儀』の伝える宋代牒式に類似する書式(牒式B)との2種類存在することを指摘した⁹。索貞固の牒は、「牒、件録印事狀如前。謹牒」或いは「牒、件〔録〕當日印目如前。謹牒」と本文が「牒」で始まり「謹牒」と締めくくっていることから、牒式Bに相當する。

牒式Bの復元書式¹⁰

- ①

發出主體

 牒

宛先

- ②

事書

- ③ 牒…(本文) …謹牒／故牒。

⁷仁井田 1937, 836 頁；中村 1996, 107, 591 頁。同様に荒川正晴氏も、牒式とは直接の統屬関係にない間での書式と述べている。荒川 1997, 5 頁を参照。

⁸盧向前 1986, 350-351 頁。宋代牒式については司馬光撰『書儀』[叢書集成初編, 4 頁]を参照。

⁹赤木 2008, 79-80 頁。牒式Aは、四等官制(長官—通判官—判官—主典)によって組織された官府において長官・通判官・判官の三判決裁という事務手続きを経て發出しうる書式であり、四等官の置かれない官府或いは個人がこれらの書式を用いることはできない。一方、牒式Bは、四等官の置かれた官府において三判決裁を経ずして迅速に發出しうるものであり、また四等官制の置かれない行政末端の官府や個人も發出可能な書式である。

¹⁰赤木 2008, 77 頁。

④ 年月日 作成者 牒。

ただし、本文書群においては、冒頭にあるべき①の發出主體や宛先が記されていない。羽061の4行目のように冒頭に日付を記す場合もあるが、多くはそれすら省略している。次行より、事書として②行頭を數文字分下げて縣が當日取り扱った官文書をリストアップし、文書1件ごとに、縣の判司名（或いは無記入）＋官文書の種類（符、牒、申、帖、榜）＋宛先（省略する場合もある）＋案件の内容〔爲……事〕＋そのリストを記した典（索定、曹慶、宋度、孫壽、張欽、張峻、張道、張□、李慶、呂俊）の署名を1行にまとめ、行末には別人（思または祥）が署名し、某社が「有印」と書き添えている。このリストが複數件に亘る場合は、リストの最終行にのみ典の署名を記し、しばしば文書の合計件數が書き加えられる。そして史の索貞固により③當日中に發出した文書の合計數と④全文書の押印の確認が報告され、⑤日付と索貞固の署名の後に、⑥最後に某社による判辭（處決文）で締めくくられている。以上の書式は次のようにまとめられる。

①（日付）

② リスト部分：縣の部局名（縣自體が發出する場合は無記入）、官文書の種類、宛先、案件内容〔爲……事〕、典の署名、思／祥、有印。
（已上○道、典の署名）

③ 右、計○道「有印」。

④牒、件録印事狀如前〔件録當日印目如前〕。謹牒。

⑤ 日付 索定固 牒

⑥ 判辭：○道勘印訖、記有印。社 白。
日付。

先に述べたように、BD11177の3～4行目（⑤日付＋索貞固の署名と⑥某社の判辭）の上部には、ただ2文字のみ「□日」と見える。しかし、以上の書式から推せば⑤・⑥の上部は空白であるべきであり、『國家圖書館藏敦煌遺書』の圖版からは確認しづらいものの、この「□日」は①日付部分にあたる別紙片が貼り付けられていると見るべきであろう。また、6～11行目下半分は③リスト部分にあたるが、この上半分にある

1 司戸牒上差科 [

2 右計 [

3 (牒) □、件計當 [

の3行は②リスト部分の末行と③・④部分に相當するから、全く異なる紙片がこ

ここにあることは明らかであり、『國家圖書館藏敦煌遺書』圖版からもこの別紙片の輪郭線が明瞭に確認できる。

ところで、リスト部分の冒頭には、官文書名稱の直前に縣の判司（司兵、司法、司戸、司倉）が置かれる場合と、無記名の場合とが混在する。例えば、羽 061 の 5～6 行目には、

5 司兵牒上州司戸爲量過百姓馬事。典曹慶。「祥」。「有印」。

6 申州司戸爲兵於州就商事「祥」。「有印」。

とあり、5 行目は縣の司兵が牒文書を發信したことが窺える。この場合の司兵は、案件の處理や文書の作成を行つた擔當部局名を記したものである。一見すると、6 行目では 5 行目冒頭に現れる「司兵」が省略されており、縣の司兵が州の司戸に對して牒のほかに申といった官文書を發出したとも考えられよう。ただし、牒式は原則として統屬關係に無い官府間で通行する書式であるが、申式は統屬關係にある官府間で用いられる上申文書である¹¹。縣の司兵と州の司戸のように、上下關係は發生するものの職掌が異なり直接の統屬關係には無い官府間では、牒式で文書傳達が行われるのであり、牒式と申式の両者が併用されることはありえない。また、現在確認できる敦煌・トウルフアン文書中の申式の實例は、いずれも縣から州の判司へ宛てたものばかりであるが、その書式は、

- ①

〇〇縣	事書（爲申……事）
-----	-----------
- ②

案件に關する人・物

- ③

右…（本文）…者。謹依錄申〔今以狀申〕。

- ④ 縣令 縣丞
- ⑤

宛先（某州某判司〔某州都督府某曹司〕）

 件狀如前。謹錄依申請裁。謹上。
- ⑥ 年月日 尉 上
- ⑦ 錄事
- ⑧ 佐
- ⑨ 史

のように復元される。冒頭①には發信官府として縣名のみを記し判司名を含まないこと、また④⑥～⑨まで縣令以下全ての縣官の自署を必要とすることなど、縣から州（都督府）へ上申する申式は判司ではなく縣自體が發出元であることがわかる。一方で、次の 73TAM193:15(a)「唐天寶某載文書事目歷」¹²のように、州が各官廳から受領した文書の帳簿の中に、天山縣や高昌縣から申式文書が届いたこ

¹¹ 赤木 2008, 94 頁。

¹² 『圖文』 4, 241 頁。

とを記しているが、ここにも判司名は記されない。

- 1 八日
 - 2 ・天山縣申〔
 - 3 ・高昌縣申爲_丞嚴奉_景〔
- 〔 後 略 〕

このように見れば、羽 061 の 6 行目とは、行頭に敦煌縣の司兵が省略されているのではなく、敦煌縣自體が文書の發信者であるため、判司を記す必要が無かったと考えられよう¹³。

おわりに

以上、杏雨書屋所藏の敦煌祕笈コレクションと中國國家圖書館藏敦煌文獻という、近年新たに公表された敦煌文獻の中から、羽 061、BD11177、BD11178、BD11180 の唐代官文書 4 點を取り上げ、その内容を紹介するとともにテキストを提示した。本稿では、これら 4 點の文書が 7～8 世紀に作成された同一文書の離れであること、敦煌縣が發出した官文書とそこに押された官印を點檢した勘印簿であること、また牒式に準じた機能と書式について明らかにできた。國家圖書館藏敦煌文獻については未だ實見の機會を得ないため、録文は完全なものとはいえず、また内容面に踏み込んだ議論を行うことはできなかった。同種の唐代勘印簿の實例は數少なく、トゥルフアン出土文書 73TAM221:3「武周典齊九思牒爲録印事目事」の存在が知られるのみである¹⁴。73TAM221:3 との比較も含め、内容の本格的な検討は今後の課題としたい。

略號・參考文獻（五十音順）

¹³なお、BD11178 の 5 行目（牒懸泉鄉）、或いは BD11180 の 6 行目（牒神沙鄉）のように、縣下の鄉へ牒を發した事例が 2 件ある。この場合、冒頭に判司名が記されないため、發信者は敦煌縣自體と考えられるが、縣一鄉間のように直接の統屬關係にある官府間では、牒式ではなく、上申文書の申式に對する下達文書、符式が用いられるはずであり、實際に、トゥルフアン文書では高昌縣から武城鄉・太平鄉など諸鄉へ宛てた符式の實例が存在する（60TAM325:14/5-1(a)「唐龍朔三年（663）西州高昌縣下武城鄉符爲上烽事」〔『圖文』3, 101 頁；64TAM35:24「唐永淳元年（682）西州高昌縣下太平鄉符爲百姓按戸等貯糧事」〔『圖文』3, 487 頁；64TAM35:18「唐永淳元年（682）西州高昌縣下某鄉符爲差人運油納倉事」〔『圖文』3, 489 頁；64TAM35:19(a)「唐西州高昌縣下太平鄉符爲檢兵孫海藏患狀事」〔『圖文』3, 488 頁）。本稿の BD11178、BD11180 において何故に牒式を用いたかは現時点では不明であり、今後の課題としたい。

¹⁴『圖文』13, 315 頁；王永興 1994, 378 頁。

- 『國家圖書館藏敦煌遺書』＝任繼愈(主編)『國家圖書館藏敦煌遺書』既刊134卷，北京圖書館出版社，2005～
- 『圖文』＝中國文物研究所等(編)『吐魯番出土文書』(圖文對照本)全4冊，文物出版社，1992-1996
- 展示會カタログ＝第54回杏雨書屋展示會カタログ，杏雨書屋，2010年，43頁
- 『敦煌祕笈』＝『敦煌祕笈』既刊目錄冊，影片冊2冊，武田科學振興財團、2009～
- 『敦煌寶藏』＝『敦煌寶藏』全140卷，新文豐出版，1981-1986
- 赤木崇敏 2008 「唐代前半期の地方文書行政——トゥルフアン文書の検討を通じて」『史學雜誌』117-11，75-102頁
- 荒川正晴 1997 「クチャ出土「孔目司文書」攷」『古代文化』49，1-18頁，圖版2枚
- 王永興 1994 「吐魯番出土唐西州某縣事目文書研究」『唐代前期西北軍事研究』中國社會科學出版社，353-422頁
- 王重民 1962 『敦煌遺書總目索引』商務印書館，552頁
- 郝春文 2002 辻正博(譯)「中國國家圖書館藏未刊敦煌文獻研讀笱記」高田時雄(編)『草創期の敦煌學』知泉書館，127-147頁，圖版5枚
- 2004 「中國國家圖書館藏未刊敦煌文獻研讀笱記」『敦煌研究』2004-4，22-31頁
- 片岡一忠 2008 『中國官印制度研究』東方書店，9+501頁，圖版4枚
- 陳垣 1931 『敦煌劫餘錄』全6冊，國立中央研究院歷史語言研究所
- 内藤乾吉 1963 『中國法制史考證』有斐閣，1+345頁，圖版6枚
- 中田篤郎 1986 『北京圖書館藏敦煌遺書總目錄』朋友書店，510+176頁
- 中村裕一 1996 『唐代公文書研究』汲古書院
- 仁井田陞 1937 『唐宋法律文書の研究』東方文化學院東京研究所，5+8+857+17頁，圖版8枚
- 潘吉星 1980 佐藤武敏(譯)『中國製紙技術史』平凡社，10+462頁
- 盧向前 1986 「牒式及其處理程式的探求——唐公式文研究」北京大學中國中古史研究中心(編)『敦煌吐魯番研究論文集』3，北京大學出版社，335-393頁

(作者は神戸市外國語大學客員研究員)